



## 屋外遊具施設の発展と保育思想(2) : 明治期の保育思潮と<砂場>

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者: 北海道教育大学<br>公開日: 2008-05-21<br>キーワード:<br>作成者: 笠間, 浩幸<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.32150/00004872">https://doi.org/10.32150/00004872</a>           |

## 屋外遊具施設の発展と保育思想（2）

—明治期の保育思潮と〈砂場〉—

笠 間 浩 幸

北海道教育大学釧路校幼児教育学研究室

### [ 目 次 ]

- I. 課題の成立と方法
- II. わが国における〈砂場〉の歴史
  - 1. 日本で最も初期のものとされる〈砂場〉
  - 2. 〈砂場〉の普及・・・・・・・・・・・・・・・・（以上第43巻第2号）
  - 3. 児童公園と〈砂場〉
- III. 明治期の保育思潮と〈砂場〉
  - 1. 屋外遊具〈砂場〉のもつ象徴性
  - 2. 中村五六、東基吉、和田実の保育思想と〈砂場〉
  - 3. 「幼稚園庭園設計方」に見る課題・・・・・・・・（以上本号）
- IV. アメリカにおける〈砂場〉と児童遊園運動・・・・・・・・（以下、次号以降予定）
- V. 〈砂場〉発祥地としてのドイツの幼児教育
- VI. 結び

### II. わが国における〈砂場〉の歴史

#### 3. 児童公園と〈砂場〉

わが国の〈砂場〉の歴史を探るには、大きく二つの施策から迫るアプローチがある。一つは、前稿で行ってきた幼稚園や保育所などの幼児教育施設における〈砂場〉からの考察であり、もう一つは公園史、特に児童公園の発展史のなかに〈砂場〉をたどっていくことである。

小論は前者の幼児教育施設における〈砂場〉の普及とその背景となる保育思想を明らかにすることを主要な目的とするが、それは後者の公園史から見る〈砂場〉の歴史を曖昧にしたまま進められるものではない。むしろ、〈砂場〉という遊び場の発生と普及の過程を明らかにするためには、この両者の関連のなかでその歴史を問うことが大切な作業となる。そこで本稿では、前稿までの第II章「わが国における〈砂場〉の歴史」のなかに加えるべきもう一つの観点として、児童公園史における〈砂場〉の歴史を検討することから始めた。

## 明治・大正期における日本の公園

わが国の公園制度は、明治6（1873）年の太政官布告をもって正式に始まる<sup>1)</sup>。この布告によって、江戸時代に大名の庭園となっていたところや、寺社の境内などが公園としての指定を受けることになり、同年中に東京の上野、浅草、芝、深川、飛鳥山、大阪の住吉、浜寺、山形の鶴岡、日和山、茨城の水戸偕楽園、千葉の鋸山、新潟の白山、広島の大蔵島、鞆の浦、大分の春日など、全国で25の公園が誕生した。また、その後も福島の新井山、富山の高岡、金沢の兼六園、長野の高島、香川の栗林など、今日でも有名な公園として名前が残る公園がつくられていった。

やがて明治20（1887）年までには、全国で81箇所の公園が誕生しており、都市計画の中における公園というものの位置や役割は、次第に大きなものとなっていく。しかし、この当時の公園設置の目的としては、市民にとっての休息の場を設けるというよりは、火災時における延焼をくい止めるための場所というような考え方も強く、市街区画整理の段階で生まれた三角地や中途半端な場所がその候補地となったところも少なくなかったといわれる。

また、「公園」という呼び名についても、最初は公苑、遊園、遊観所、逍遙園、禽獣園、草木園などと呼ばれてなかなか定着せず、大正期の終わりごろにおいてさえ、「公園」というものの認知度は低かったようである。たとえばこのことを示す例として丸山宏は、後に造園家として活躍した西川友幸の回想言を紹介している<sup>2)</sup>。それは西川友幸が5～6歳の頃、叔父が日比谷公園に連れていってくれたときの思い出なのであるが、叔父が公園に入るのに入園料を払うものだと考えていたこと、また家族からは「あそこへは偉い人になってからでなければ入れないんだよ」と言われたこと、さらに西川が「『公園』といふ言葉はまだ余り普遍化されていない近代語だったかも知れない」と述べていたことなどである。わが国で公園というものが、その名称も含めて広く一般市民の間に普及していったのは、昭和期以降ということになるのかも知れない。

### 日比谷公園につくられた児童遊園

この西川少年が連れられて行ったという日比谷公園こそ、日本で最初につくられた西洋風近代公園であった。それは日本的な庭園の特徴を一部含みながらも、おおむねドイツの公園を模範として設計され、遊歩道や運動場までが備えられていた。このような日比谷公園は、アメリカのセントラルパークと同じように、都市の中央に何年もの計画を経て造成された公園として、日本の公園史上においても重要な意味をもっていたといわれる。

日比谷公園が開園したのは明治36年のことである。その昔、この地は海苔の採取や漁業で生計をたてる漁村であった。それが明治初年には練兵場になり、そこに公園をつくる最初の提案がなされたのは、実に開園15年前の明治21年のことであった。その後、明治26年に公園事業の正式決定がなされ、幾度かの設計変更を経て、ようやく明治35年に着工、翌年の開園を迎えたのである。

ところで、日比谷公園に関する筆者の最大の関心事は、この公園の一角に「児童遊園」がつくられたということである。すでに述べたように、大正末期ですら「公園」といってもまだよく理解されていなかった時代に、わざわざ子どものための遊び場がここに設置されたというのであるから、このことは注目に値するだろう。

日比谷公園内の児童遊園は、公園の北側につくられた。今日でもそのあたりにはブランコや、鉄棒、吊り輪、すべり台などの運動遊具が設置されており、当時と変わらない位置関係を確認することができる。この児童遊園が新しくできたとき、日本体育会が遊動円木鉄棒、回旋塔、米国式梁木水平階段などと呼ばれる主に青年向けの運動器具を贈呈している。また、少年用のブランコが一・二基ほど設置されたという記録が残されている<sup>3)</sup>。

さて、それではこの児童遊園に〈砂場〉は設置されていたのだろうか。このことについて、『日本の公園』等の著書をもつ日本公園緑地協会の佐藤昌名誉会長が興味深いことを筆者に伝えてくれた<sup>4)</sup>。大正4年から9年頃、実に佐藤氏自身が少年時代に日比谷公園の近くに住んでいて、よくこの児童遊園で遊んだというのである。そしてその当時の記憶として、鉄棒やブランコは覚えているが、〈砂場〉についての記憶はなく、それは大震災以降に設置されたように記憶するというのである。他ならぬ佐藤氏の記憶内容に重みを感じるものであるが、このことは次のようなことから確認できることであった。

日比谷公園の児童遊園には、遊園にやってきた子どもたちと一緒に遊びながら子どもを指導・監督するという役割をもった指導員が配属されていた。これは「児童指導」と呼ばれる公園の組織的事業であり、大正末に始まって、実に昭和42(1967)年まで続いた。

この最初の「児童指導」の責任者として、末田ますという女性が任命された。彼女は大正12年にアメリカ留学から帰国し、すでにYWCAにおいて児童指導の任に就いていた人物である。東京市から児童遊園での指導をしてほしいという要請を受けた彼女は、さっそく日比谷公園を見に行っているが、その時の思いを次のように回想する<sup>5)</sup>。

さて、日比谷公園に行って、自分のこれからの仕事場をみたとき、私は本當に決心が付き兼ねた。といふのは、大災後とはい言へ公園の一隅に唯木製のブランコが數臺と、そしてこれも木製の滑り臺が二臺、寂しく並んでるだけの場所ではしかなかったからである。

それでも、「児童指導」の仕事を引き受けた末田は、ないないづくしの中で、子どもの遊び指導、遊園環境の整備、そして後継者の育成に全力を傾けた。末田は言う。「都市に生活する子供達は、本當に可愛想である。たとひ子供達の好きな電車が走つて居り映畫館が軒を並べて居ても、自然的環境を失つてゐては幸福な生活の場所とは言へない。・・・子供は自然の懷の中に自由に育てたい<sup>6)</sup>」

まさに今日にもそのまま通じるような彼女の事ばであるが、子どもへの熱い思い入れをもって児童指導の任にあたった末田ますは「良い遊び場」の条件の一つとして、やはり、〈砂場〉を「児童公園には缺くことの出来ないものである<sup>7)</sup>」と考えていた。ところが当時の日比谷公園は前述のようなありさまであり、そこに「良い砂場」がないことをたいへん「寂しいこと」とも書いているのである<sup>8)</sup>。ここに佐藤氏の記憶の正しさが証明されるであろう。

さて、前稿では日本の幼稚園における〈砂場〉が明治30年代中頃からようやく普及しはじめたことをみてきており、その点で明治36年に開園した日比谷公園の児童遊園に〈砂場〉がなかったということは全く驚くにはあたらない。また、明治期の児童遊園といっても、当初それは比較的年齢の高い子どもを対象としていたこと、さらにそもそも「公園」というものの認知度が低い時代においては、幼い子どものための遊び場をわざわざ設けるということ自体、まだ馴染みにくい考えであったと思われる。

### 小公園の設置と児童公園およびその啓蒙

ところで、末田ますが訴えていたように、わが国の子どものための遊び場づくりは、大正末期においてもまだ十分なものではなかった。しかし、その試み自体は、すでに明治の終わり頃に着手されていた。

明治43(1910)年8月、東京市議会で当時内務省衛生局長というポストにいた窪田静太郎が、小公園設置に関する建議案を東京市区改正委員会に提出した。それは市民の保健衛生と安全の確保や特に都会の子どもと交通事故への配慮から、市街地の身近なところに子どもが遊べる小公園を設置すべきであるということ述べたものであった。

## 「小公園設置ニ関スル建議案」

東京市区改正設計中ニハ、公園地トシテ己ニ二十余箇所ニ定マレルモノアルモ、人口ノ増加ニ伴ヒ、家屋ノ稠密ヲ加フルノ甚シキモノアルヲ以テ、市内各所ニ広場ヲ設ケ、以テ市民逍遙ノ地ト為スハ衛生上極メテ必要ノ事タルヲ認ム。加之、児童ノ多クガ到ル処通路ヲ馳驅遊戯スルガ如キ、是レハ慣習ノ然ラシムル所ナル可シト雖、一ニハ恰好ノ広場乏シキニ囚ラズンバアラズ。近来市内交通機関ノ発達ニ伴ヒ、往來益頻繁ニ赴ケルニ拘ラズ、児童ノ多クガ通路ヲ馳驅スルガ如キ皆ニ交通ノ妨害タルノミナラズ、其危険少シトセズ。此点ヨリシテ見ルモ、市内適當ノ箇所ヲ選定シ、更ニ幾多の小公園ヲ設置スルハ、寔ニ緊要ノ事ナリト信ズ。依テ本会ニ於テ委員ヲ置キ、公園地ノ調査ニ着手センコトヲ望ム<sup>9)</sup>。

明治末期にしてすでにこのような交通の事情を考えなければならなかったということにいささか驚きを感じるが、開発が優先されていく都市の変化に対して、早急な対応策を講じなければならぬとする当時の緊迫感が伝わってくるようである。いずれにしても、日本の公式な行政機関において、児童のための公園設置が正式に要請されたのはこれが最初のことであった。

この建議案は直ちに議決され、市内各地で小公園設置が可能な国有地の調査が始まった。そして、明治44年に数寄屋橋公園や虎ノ門公園など合計8箇所の小公園がつくられ、以後、小公園は順次増設されて大正9(1920)年までには、東京市内で合計36箇所を数えている。

ところで、このような市民生活の身近な場所に小さな公園をつくり、そこを子どもの遊び場として活用していくという考えは、そもそも日本独自のものではなく欧米諸国からの影響であったと思われる。先の末田ますもアメリカにおける児童遊園での実践(次稿で触れる)を模範として学んで来たのであるが、もう少し時代をさかのぼった明治30年代から40年代において、外国の小公園に関する情報はすでに日本に伝えられていたのである。

その中でも注目しておきたいのが、片山潜と安部磯雄の二人である。両者とも、明治期における社会主義者として目される人物であるが、片山潜は明治17(1884)年に25歳で渡米し、明治29(1896)年に帰国した。この間、ヨーロッパをも訪れて帰国後にその旅行記を書いている。明治36年に書かれた『都市社会主義』はその一つであるが、この第16章が「都市の公園」となっている。

一方、安部磯雄は、キリスト教的人道主義の立場から社会主義を唱えたといわれるが、彼は明治24(1891)年にアメリカに留学、帰国前の5カ月間をベルリンに滞在して、明治28年に日本に戻った。この時の見聞をもとにして発表したのが明治41年の『応用市政論』である。

たいへん興味深いことに、片山にしても安部にしても、欧米の公園を紹介するなかで、児童のための遊び場としての小公園について触れているのである。当時彼らが外国の小公園、しかも子どもの遊び場をどのように見ていたのか。そして、もしかするとそこには〈砂場〉に関する情報もあったのではないか。そのことを期待しながら、それぞれの関連する部分を見ておきたい。

グラスゴー市は種々の公園を有し、其ケルビ公園の如きはグラスゴー大學の下に在り博物館を有し、ケルビン河は中央を横断して流れ、實に市民の運動散歩には最良のものなり、而して其少年公園とも名くべき、特に小兒の爲めに設けたる小公園は、市内に十一個ありて、小兒が運動をなすに備へられたり、之が爲めにグラスゴー市は三万三千六百十四方平ヤードの土地を有せり、此地の代價は二十六万四千七百四十圓なりき、年々の維持費は一万四百十圓にて、今日迄費したる建設費用は十一万四千五百四十圓なりと、斯る小公園は小兒の爲めに設けられたる者にして、我東京市の如く小兒をして通行頻繁なる市街道路に遊ばしむる危険なし、是れ我市民の將來大ひに思慮を用ゆべき問題なり、馬車は漸次増用せられ、電氣鐵道

亦四通する近きにあるべし、通行人数は今日に十倍すべし、此日や小児の運動場設置の必要缺くべからざるに至るべし。(中略)今日の如く公道を以て之に充つるは當底なし得べからざるなり、吾人は我東京市民が其公園政策に向つて大ひに注意し、之が一大改良刷新を計らんことを渴望して止ざる者なり<sup>10)</sup>。

(『都市社會主義』)

公園の經營に關して吾人の最も注意せねばならぬことは大公園を造るよりも多くの小公園を造るといふことである。(中略)今一つ吾人の注意せねばならぬことは小児専用の爲に運動場を設けることである。公園は勿論必要であるけれども小児の爲めには種々なる不便利がある。公園内の花木を折ることは出来ぬ。或は芝生の上を歩行してはならぬといふが如き規則は小児に取りて多少の束縛たることを免れない。若し眞に小児の爲に謀るのであれば彼等の爲に運動場を設けるが得策である。彼等は此所に来りて自由に駆け回り飛びはねることが出来る。我東京市に於けるが如く道路を以て唯一の運動場となせる小児の爲には殊に之を設けるの必要がある。ニューヨーク市に於ては盛に運動場を設立するの方針を採つて居る。フキラデルフキヤ市の如きは模範的運動場を有して居る。此點に於てはロンドン市も甚だ見るべき所がある。青年男女の遊戯の爲にフットボール、野球、庭球、クリケットの運動場の設立せられしもの干に及ぶといふことである。實に盛んなものではないか<sup>11)</sup>。(『應用市政論』)

片山、安部が言うような子どもの身近な場所に専用の遊び場を確保すべきであるという考えは、今日では至極当然な主張であるが、当時、先ほどの東京市における小公園設置の動きがようやく緒についた時期においては、やはり時代を先駆けた内容であったといえるだろう。このことが日本で広く実践されるまでには、まだ少なからぬ歳月が必要だったのである。

ただし、残念なことに、片山、安部の両者ともに、小公園の必要を主張しているものの、具体的な子どもの遊びの情景についてはほとんど触れてはいない。期待した〈砂場〉についても、彼らの著作が何らかの情報源になるということはなかったようである。彼らにとっては、社会資本整備の意義を述べることが第一義とはなっても、子どもの遊びそのものにはあまり関心が向いていなかったようである。

さて以上のように、日本の公園が子どものための遊び場として本格的に使用されるようになるには、もう少し時間を待たなければならなかった。また、その先駆的な日比谷公園の児童遊園にしても、〈砂場〉の設置は関東大震災前後であったことをみれば、日本の場合、幼児教育施設こそが子どもの遊び場としての〈砂場〉が初めて登場した場所であり、その普及を推進する役割を担ったところだったと考えてまちがいはないと思われる。そこで、再び日本の幼児教育施設における〈砂場〉の歴史に焦点を戻しながら、そもそも〈砂場〉が幼稚園で子どもの遊び場として普及していったということの意味を、当時の幼児教育観との関わりで見直してみることにする。

### III. 明治期の保育思潮と〈砂場〉

#### 1. 屋外遊具〈砂場〉のもつ象徴性

第Ⅱ章では、わが国の明治・大正期における幼児教育に関する文献から、〈砂場〉の普及に関わる主な記述を取り上げ考察を行ったが、それは表1(次頁)のようにまとめられる。

ここから、わが国の幼児教育施設における〈砂場〉の普及は、明治30年代半ば以降に本格化し、およそ大正10年頃までにそれが幼児のための当然の遊び場として位置づけられるようになったということがいえるだろう。そして、大正15年に「幼稚園令施行規則」が〈砂場〉の設置を幼稚園に義務づけたことにより、〈砂

表1 明治・大正期における〈砂場〉の普及

| 明治期   | 大正期  |
|---|--|
| <p>9年 東京女子師範学校附属幼稚園平面図：記述なし。<br/>           11年 関信三『幼稚園創立法』：記述なし。<br/>           26年 中村五六『幼稚園摘葉』：記述なし。<br/>           31年 文部省「幼稚園庭園設計方」：「砂場（若干ノ地積ヲ画シテ砂ヲ盛り以テ幼児ノ砂遊ニ充ツ）」<br/>           32年 文部省「幼稚園保育及設備規程」：記述なし。<br/>           33年 文部省「小学校令施行規則」：「第9章208条幼稚園ノ設備」記述なし。<br/>           同 「記事」（『京阪神雑誌』* 第5号）：神戸頌栄幼稚園の和久山会長が砂遊びの設備を示唆。葺合幼稚園の竹中氏が実践済みの好結果を報告。<br/>           34年 記者「沙壇」（同上書第6号）：砂遊び場「沙壇」及びアメリカの（沙盤・サンドテーブル）〈沙圃・サンドコート〉を紹介。<br/>           35年 角田治兵衛「明治三十五年頃の幼稚園の思い出など」（『深柢幼稚園の八十年』）：砂場を記憶。<br/>           36年 東基書「幼稚園学説及現今の保育法」（同上書第9号）：「砂原」の設置をいう。<br/>           同 兵庫一保母「自由遊戯に就きて」（同上書第11号）：「砂遊びの装置」の設置を提案。<br/>           37年 東基吉『幼稚園保育法』：「沙壇」の設置をいい、付録で「砂場若くは砂利場」を挙げる。<br/>           38年 「遊園ノ設備」（『京阪神雑誌』15号）：「砂場」を必要な遊び場として項目に挙げる。<br/>           同 清水常次郎「京都府師範学校附属幼稚園参観記」（同上書第16号）：「藤棚のあります下は砂場」と記述。<br/>           39年 中村五六『保育法』「砂を盛りて自由の労作をばなさしむべし」<br/>           41年 フレーベル会「建講案」（『京阪神雑誌』第21号）：幼児の遊びの一つとして「砂場」での作業。<br/>           同 中村五六・和田実『幼児教育法』：「砂場」の意義、遊びの様子、用いる道具、管理の仕方を詳述。<br/>           42年 「連合保育会記事」（『京阪神雑誌』第23号）：議事発言の中に砂遊び場。<br/>           同 某女史「幼稚園に於ける幼児保育の実際」（『婦人と子ども』第9巻6号）：「外遊」の項目中に「砂遊び」</p> | <p>元年 倉橋惣三「江戸掘幼稚園の砂箱」（『婦人と子ども』12巻11号）：「砂場の教育的価値は更めていふ迄もない」としながら大阪の江戸掘幼稚園の砂場及び個人用砂箱の紹介。<br/>           2年 宮本ヒサ「遊園の設備に関する報告」（『京阪神雑誌』第30号）：「遊園の一部分を砂場とすること」と「砂場」を含んだ平面図を記す。<br/>           同号「雑誌」に東江幼稚園での「砂遊び」、江戸掘幼稚園の「砂場」についての記事。<br/>           同 倉橋惣三「砂場の屋根に就て」（『婦人と子ども』第13巻7号）：砂場の構造の詳述と、江戸掘幼稚園の砂場を写真で紹介。<br/>           3年頃 「岡山県師範学校附属幼稚園科の略配置平面図」（『幼稚園教育百年史』）：「砂場」あり。<br/>           4年 「岡山県倉敷小学校附設幼稚園の平面図」（同上書）：「砂場」あり。<br/>           5年 写真「砂場での遊び」（『年表・幼稚園百年史』）：東京女子高等師範学校附属幼稚園園児が砂場で遊ぶ様子が写る。<br/>           同 入間田悌信・竹村一「幼稚園及小学校初等学級に於ける砂の使用法に付いて」（『京阪神雑誌』第37号）：米国雑誌の「砂遊び」に関する論文の翻訳。訳者二氏はこれを江戸掘幼稚園に紹介。<br/>           6年 「京都市公立幼稚園共同製作庭園模型」（同上書第38号）：口絵の模型写真に砂遊び場がある。<br/>           7年 「京都市豊園幼稚園園児の洗濯」（同上書第40号）：洗濯遊びをする女兒の口絵写真に砂場が写る。<br/>           11年 一会員「砂場の設計に就き質問」及び坂内ミツ子「御答」（『婦人と子ども』22巻4号）：「砂場」の設置に関する質問と答え（構造を詳述）。<br/>           13年 森川正雄『幼稚園の理論及び実際』：「第四章三節 手技」で大型の砂遊び場について記述。<br/>           15年 文部省「幼稚園令施行規則」：「第19条5 保育用具、玩具、絵画、楽器、黒板、机、腰掛、砂場等ヲ備ヘ其ノ他衛生上ノ設備ヲ為スコト」と明記。</p> |

(\* 『京阪神連合保育会雑誌』を略記)

場〉は子どもの遊び場として誰の目にも明らかな「市民権」を獲得したのである。

この間の〈砂場〉を呼ぶ名称の変化にも注意しておきたい。明治31年の「幼稚園庭園設計方」において、いち早く「砂場」という名称が記されていたにもかかわらず、その後〈砂場〉は「沙壇」「砂壇」「砂原」あるいは「砂遊び場」といったいくつかの違った呼称を見ることができた。また、「砂場」という表記でありながら、大正元年の「保育場の新しき試み」において倉橋惣三は、「砂場」に「しやぢやう」というルビを付していた<sup>12)</sup>。このように明治期から大正期にかけて、その呼び方においても揺れが生じていたのであるが、〈砂場〉の呼称はどのように「砂場(すなば)」として定着していったのか、その点も〈砂場〉の歴史においては興味深いところである。

ところで、幼稚園への〈砂場〉の普及が明治30年代半ば以降、大正期にかけてという時間的な経緯についてはこれまでの検討で明らかにすることができた。しかし、それではなぜ〈砂場〉がこの時期に普及したのであろう。単なる偶然なのか、それともこの時期には〈砂場〉を普及させる何らかの背景が存在したのか。

すでに見たように〈砂場〉は、わが国最初の幼稚園である明治9年設立の東京女子師範学校附属幼稚園にはなかった遊び場である。そして明治10年代、20年代においても、子どもの遊び場としてまだ一般に認知されるものではなかったのだ。それが明治30年代半ば以降に急速に全国的に普及していったわけであるが、これは一体なぜだったのか。

筆者はこのことについて、〈砂場〉の登場と普及というのは、当時の日本の幼児教育が抱えていた何らかの課題に対応する動きではなかったかと考える。つまり、当時の子ども観や保育観など幼稚園教育における基本的な考え方の変化が、この新しい遊び場である〈砂場〉の普及に密接に関係したのではないかと考えるものである。このことを改めて『深柢幼稚園の八十年』の次の一節から考え直してみたい。

明治二十年代・三十年代というと、まだまだフレーベル恩物の全盛時代であって、屋外での遊戯などはほとんどみられず、室内で机に向かって豆細工をしたり折り紙をするという状態であった<sup>13)</sup>。

フレーベルが考案した独自の遊具「恩物」は、その基本は幼児の遊びを援助し発展させていくものであった。しかし、それが考案者のもとを離れ、幼稚園教育の普及における重要なフレーベル思想の具現物と見なされるや、遊具は遊具でなくなり「フレーベルの教え」を教師主導型で教え込むための「教具」になり変わってしまった。教師が恩物を使って模範となる図形を示し、子ども達はそれを忠実にまねをするというような、機械的・形式的な恩物教授が一日の大半を占め、細かく決められた時間割のもとで子どもの活動が細切れに進行していくといった保育が、程度の差はあれ当時の幼稚園の特徴的な姿となったのだ。

これに対して、先進的な幼児教育を目指す人々にとっては、子どものもつ自発的な意欲や子ども本来の活動のエネルギーを幼児教育にどう生かしていくかということが大事な課題となっていた。折しも、当時の日本の教育の世界においては、子どもの「自発活動」「経験」を重んじる新しい教育思想のうねりがあった。

「児童をして自己の活動(セルフアクティビティ)によりて遊戯的に学習せしむべきこと<sup>14)</sup>」を主張する樋口勘治郎の『統合主義新教授法』が書かれた明治32(1899)年は、ジョン・デューイの『学校と社会』が翻訳紹介された年でもある。やがてエレン・ケイ、モンテッソーリらの新教育の思想が次々と紹介され、これは手塚岸衛、沢柳政太郎、野口援太郎らによる大正期の自由教育運動へと結実していく。

このような教育界の動きは幼児教育の分野においても決して無関係ではなかった。特に外国の幼児教育の動向をとらえていた研究者たちにとって、また、具体的な幼児の姿に学んだ先見性をもつ実践家たち、そして幼児教育を一般大衆のものとして普及することを目指していた人々にとって、硬直化した保育を打ち破り、幼児の興味を大切にす保育の有り様を模索することは重要な課題であったのだ。そして〈砂場〉が普及し

た時期というのは、まさにこのような時代を背景としていたのである。

〈砂場〉という遊び場は多量の砂が盛ってある単純な空間である。しかし単純であるが故に、子どもはぶらんこやすべり台などのような「もの」としての物理的な制約をそれ程受けることなく遊びを展開できる。皮膚を心地よく刺激する砂、可塑性に富んだ砂という素材の特性と、戸外に開かれた空間。これらの要素は子どもが無意識のうちに自由に活動し、発想を広げていくことを促すものである。このことは、教師が子どもを教え込む恩物主義とは対極をなす保育を導くことを可能にするものではないだろうか。

このような観点から〈砂場〉をとらえてみるならば、その単純な遊びの空間も、新しい保育理論の主張と実践のなかでは決して小さな役割にとどまるものではなかったように思われる。いや、むしろ〈砂場〉は、形式化したフレーベル主義保育に対するアンチテーゼとして、そしてその実践を具体的に展開する遊び場として、まさに新しい保育の象徴として存在したのではないだろうか。このことを明治期の保育思潮との関わりで、もう少し詳しく考えてみよう。

## 2. 中村五六、東基吉、和田実の保育思想と〈砂場〉

宍戸健夫は、恩物主義の保育を脱却しようとした明治期の理論的課題は、中村五六、東基吉ら先達の試みに始まり、和田実の『幼児教育法』（明治41年）をもって達成されたと述べている<sup>15)</sup>。中村の「随意遊戯」、東の子どもの「活動性」への着目、そして和田の分析的な遊戯論は、日本における幼児教育理論の飛躍をなすものであったが、三人はいずれも東京女子高等師範学校で教鞭を執り、かつ、附属幼稚園の管理責任を果たしながら理論的支柱を担った人物である。興味深いことは、前稿ですで見たとように、東・中村・和田らの三人が三人とも新しい保育への展望を語る中で、〈砂場〉について言及を行っていることである。そこで、彼らのいう新しい保育主張の特徴的な部分に触れながら〈砂場〉の位置付けについて確認してみたい。

まず、中村五六であるが彼はすでに明治26年の『幼稚園摘葉』で、形式化した幼児教育に対する批判を行っている。その序において、大切なことは幼稚園教育の根本的な原理について考えることであり、具体的な実践の一つ一つについては臨機応変な対応が当事者によって行われればよいとし、当時の幼児教育が形式化しすぎていることを指摘する。当然その「形式化」の最たるものは恩物を使用する硬直化した指導法ということになるだろうが、これについては次のように随所で述べている。

「外國ノ良法ナリトテ直ニ之ヲ我國ニ施ス可カラズ。又往時ノ名論ナリトテ直ニ之ヲ今日ニ用フ可カラズ。總テ言論ハ死物ナリ、之ヲ活用スルハ人ニ在リテ存ス。（第二章 幼稚園教育ノ要旨）<sup>15)</sup>」

「恩物ハ、其理精シク、其功大ナルモノニシテ、所謂幼児教育上ノ利器ナレバ、之ヲ用フル其人ヲ得ザルトキハ、其害モ亦大ナリトス。故ニ心ニ其理ヲ明カニセズ、術ニ其功ヲ収ムル能ハザルモノハ、各自ノ技能ニ從ヒテ、或ハ之ヲ改變シテ用フルモ、敢テ發見者ノ意ニ反セザルベシ。（第八章 幼稚園恩物下）<sup>17)</sup>」

「世ニ一事業ノ目的ト之ニ達スル方便トヲ錯誤シテ、弊害ヲ生ズルコト往々是アリ幼稚園教育ニ於テモ亦此弊ニ陥ルコトナシトセズ。即チ其ノ方便タル保育課目ヲ爲サシムルヲ以テ唯一ノ目的ナリト誤リ、徒ニ恩物ヲ與ヘ、唱歌ヲ授ケ、遊嬉ヲ爲サシムルノミニシテ、他ニ顧ミル所ナク、一時目前皮相ノ成績ヲ得ルトキハ、幼児保育ノ能事終レリトシ、敢テ幼児ノ身體精神ノ發育ノ傾向如何ヲ察セズ、終ニ何ノ岸ニ達スルヤヲ慮ルコトナク、唯偶然ノ結果ニ一任スルモノ少ナカラズ。（第十一章 保育上注意ノ一斑 上）<sup>18)</sup>」

手厳しい形式的な恩物主義に対する批判であるが、中村は幼児教育の本質的特徴の一つとして心身の発達と教育の関係を説く。つまり、発達途上の幼児の教育において手と脳の統一のとれた働きを促すこと、すなわち身体四肢の運動と心意（知能）の発達を切り離すべきではないとし「幼児ノ須要ナル能力ノ發見ヲ見

ン<sup>19)</sup>」がために「遊嬉ハ其主要ナル仕事<sup>20)</sup>」であると遊戯の重要性を主張した。しかもその遊戯は「自己ノ活力ニ出ヅルノ遊嬉ニアラザレバ發達ス可キ能力トシテ存セザルナリ<sup>21)</sup>」として子ども自身の自発的かつ自由な遊びを強調するものであった。ただし、子どもの遊びを「正路ニ導クノ用意<sup>22)</sup>」を怠ってはならないとも述べ、「此目的ヲ達センニハ、幼兒自身ニテ充分自由ニ樂ミ得ルニ足ルノ場所ト、身体四肢ノ度ニ應シテ自由ニ玩弄シ得可キ玩器トヲ與ヘンコト必要ナリ<sup>23)</sup>」として、目的的な指導や保育環境整備の必要性を説いている。

中村五六はこの著書において、まだ〈砂場〉という明記こそしなかったものの、子どもの遊びの特徴として「幼兒ニ取りテ最モ近易ナル工夫ハ、物ヲ築積スルニアリテ、砂ヲ以テ山ヲ築キ、又ハ地ニ穴ヲ穿チ、進ミテハ家ヲ造リ、或ハ自己ノ想像ヲ以テ發明シ能フ諸般ノ物品ヲ作ル<sup>24)</sup>」と述べているように、〈砂場〉の出現はすぐにも予感されるものであった。事実それは、明治39年に出版した『保育法』において、園庭には「砂を盛りて自由の労作<sup>25)</sup>」を可能にするような遊び場設置の主張へとつながっていったのである。

さて、しかしながら、中村五六が形式化した恩物主義の批判を行ったものの、依然、保育の場における恩物主義は根強かった。明治33年に、東京女子師範学校助教授兼「幼稚園批評係り」となった東基吉もまた、当時の様子を振り返り次のように回想する。

・・・当時なおフレーベル主義の保育法を固守する女高師卒業の老嬢たちを相手にたたかい<sup>26)</sup>

・・・私はこの恩物の取り扱い方に付いて、意見を出して見たことも時々あったが、どうも旧慣墨守の力の強い保姆さん達は一向顧みようとはしませんでした。若い保姆さんの中には私の意見に賛成してくれる人もあったようだが、年季をかけた古い保姆さん達に遠慮して口を出さない<sup>27)</sup>。

新しい日本の幼児教育を探るという経緯のなかでは、大なり小なり、このような対立が方々で見られたに違いない。また、だからこそ確かな実践的裏付けをもった理論の構築が彼らには必要であったのだ。

明治37年に『幼稚園保育法』を著した東基吉は「幼児活動の最も普通に顯はるゝ形式<sup>28)</sup>」こそが「遊戯」であり「幼児をして各自自家の好む所の遊戯に於て随意に遊樂せしむることは保育上極めて必要の方便<sup>29)</sup>」として、子どもの「自己活動」及び「随意遊戯」の重要性を強調する。

東基吉は「遊戯」を「運動的遊戯」と「静止的遊戯」に大別し、「運動的遊戯」では「長ずるに及びては歩行、奔走、跳躍、遊歩、毬投、輪廻はし、虫捕り、犬追ひ、砂掘り、等其種類極めて多し<sup>30)</sup>」といった日常的な子どもの遊びを取り上げ注目している。また、それらが乱雑に陥って遊戯の目的が達成されないことのないように注意しつつも、基本的には幼児の活動に十分な自由を与えることの大事さを説いている。

ところで、このような東基吉においても〈砂場〉については、たとえば『幼稚園保育法』のなかで「天地は眞の保育室なり<sup>31)</sup>」として、遊園を大いに利用すべきことを強調し、「砂壇」が「遊園利用の上に於て缺くべからざる要件<sup>32)</sup>」であると述べたのである。さらに、巻末には附録として「幼稚園の設備」を載せ、「遊園内に設くべき諸般の設計」として4項目を列挙するが、その第一番目の項目として「(イ) 砂場若くは砂利場。適當の大きに遊園の一隅を區劃して砂若くは小石を入れる<sup>33)</sup>」と記していたのである。

最後に、もう一人の人物、明治39年に東京女子高等師範学校助教授となった和田実であるが、彼は新しい保育課題をより理論的に深めることに努力した。和田にとって幼児の遊戯を探求することは大きな課題であった。幼児の生活のなかで遊戯の果たす役割、遊戯の種類、遊戯の持つ教育的価値、そして真に自己活動として子どもの内側から表出する遊びとはどのようなものであり、それはどう指導されるべきなのかといったことが、彼には大きな関心事であった。

このことを考えるために、和田は子どもの生活や遊びを分析的な構造化をもって解明しようとしたが、そ

の手法は保育の科学的探求の端緒として評価できよう。また「然して確然として首尾一貫したる教育の主義方法は整然たる科學的研究の結果に非ざれば把握す可からざるものである。斯くして幼児教育は必要であり可能であつて幼児教育學は成り立つ譯である<sup>34)</sup>」というように、当時において「幼児教育学」の存在意義を科学の方法との関連で述べていたことは画期的ともいえる。

さてこのような和田においても、〈砂場〉については明治41年の『幼児教育法』で、「純粹の園藝は嚴格な一定の目的があるが砂場に於いては幼兒の思ふ儘に自由に目的を定めることが出来る<sup>35)</sup>」と述べ、〈砂場〉での子どもの遊びを詳しく展開した(第II章2節④)。和田もまた〈砂場〉での遊びを子どもの思いにまかせざるべき自由な遊びとしてとらえていたのである。

以上、穴戸健夫が指摘した、明治期の保育課題に取り組んだ三人の保育主張をとらえながら、そのなかでの〈砂場〉の位置づけをたどってきたが、〈砂場〉は彼らの主張をまさに具現化した遊び場として意味づけることが可能ではないだろうか。このようなことから、この遊び場は形式的な恩物主義保育に対するアンチテーゼとしての役割を担ったものであるという主張は、決して的外れではないように思われる。まさに、彼らが目指した新しい保育理論の展開と同時に、〈砂場〉は広く日本の幼稚園に普及していったのである。

なお、この時期における幼稚園数の増加も新しい保育を浸透させる一つの大きな要因としてとらえておきたい。明治30年に国公立あわせて220園程であった幼稚園は、明治40年には400園近くに達し、さらに5年後の明治45年には530園を越すというように、急速な伸びを示していた(図1)。まさに量が質を変えるということばのように、この設置数の増加がそれまでの枠にはとられない保育の内容や質における変容を迫るきっかけとになったのであり、そのなかで中村五六、東基吉、和田実らは理論的開拓者としての役割を果たし、かつ〈砂場〉は具体的な新しい保育のあり方を端的に示す遊具として紹介され、広く受け入れられていったのではないだろうか。

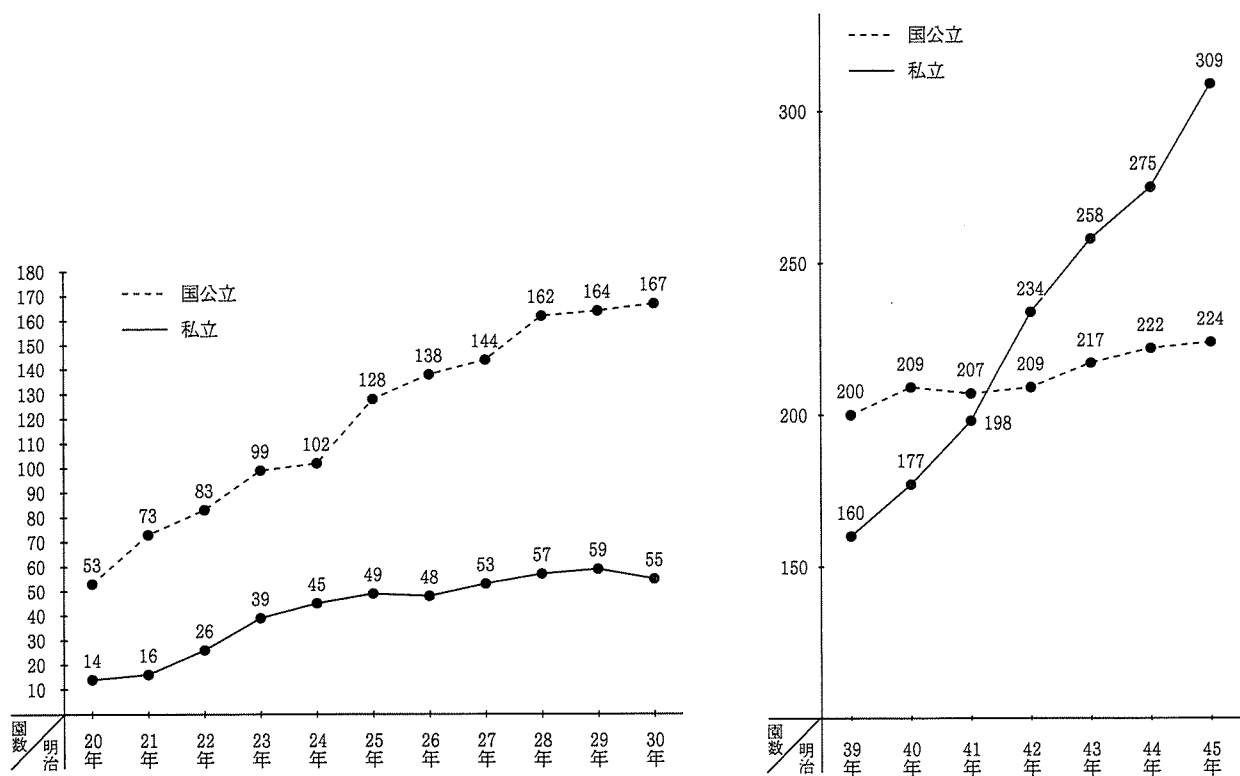


図1 明治期における幼稚園数の推移 (『日本幼児保育史』第二巻, フレーベル館)

明治44年、小学校令の一部改正が行われた。そのなかで幼稚園に関する規定についても若干の修正がなされ、それまで「保育ノ項目」であった「遊戯」「唱歌」「談話」「手技」の四項目についての内容規定がすべて取り払われた。このことは、保育内容の自由な決定裁量を各幼稚園に認めることであった。同時にそれは、恩物使用を前提とする保育の廃止を意味するものでもあり、時代の流れを象徴する重要な修正となったのである。

### 3. 「幼稚園庭園設計方」に見る課題

これまで、日本の幼児教育における〈砂場〉普及の意味を考えてきたが、ここでもう一度、〈砂場〉の発生的起源について考えてみることにする。この問題についてはすでに、まず、日本で最初の幼稚園である東京女子師範学校附属幼稚園には〈砂場〉がなかったこと、さらに明治20年代にもしかすると存在していたとされる岡山県の深柢幼稚園についても、現在のところ資料の不足によってその追究を一時保留するというところを確認してきたところである。

その上で改めて日本の〈砂場〉の起源を探りたいと思うのであるが、このことについて明治30年代初頭のある事実に目を向けることにより、一つの仮説を導くことができる。その仮説の検証をとおして、日本の〈砂場〉の起源を探ってみたい。

日本の〈砂場〉の起源は一体どこにあったのか。この疑問にこたえる重要な鍵として、明治31(1898)年に文部省から大阪府に送られた回答文書「幼稚園庭園設計方」(第二章2節④)がある。これをもう一度、全文を通して見ることにする。

「幼稚園庭園設計方」(大阪府照会に対する文部次官回答)

四月十八日三第一六七五号ヲ以テ幼稚園庭園設計方等ニツキ御照会ノ趣了承当省ニ於テハ別ニ標準トシテ定メタルモノ無之候ヘトモ右ニ関シ女子高等師範学校ノ意見ハ大要別記ノ通ニ有之候條御参考相成度此段及回答候也

(別記)

一 幼稚園幼児遊戯ノ為ニ設クル庭園ハ幼児百名ニ付面積百坪トシ主トシテ運動遊戯ノ場所ニ充ツヘシ此外数十坪若クハ百坪以上ノ地ヲ加ヘテ樹木ヲ植エ花壇ヲ設ケ砂場(若干ノ地積ヲ画シテ砂ヲ盛り以テ幼児ノ砂遊ニ充ツ)ヲ造リ又小山ヲ築ク等ノ場所ニ充ツルヲ可トス<sup>36)</sup> (傍線筆者)

ここに、初めて文部省の公的文書のなかに「砂場」の文言が記されていたことを思い出す。しかし、明治31年といえば、まだほとんど〈砂場〉という遊び場は知られていなかった時代である。その点で、文部省によるこの示唆はたいへん画期的なものであったといえることができるのであるが、それでは当時の文部省関係者はどのようにしてこの〈砂場〉を知っていたのだろうか。

さらにもう一つ、不可解なことがあった。文部省はこの「幼稚園庭園設計方」を大阪府に回答した翌年、幼稚園の設置基準となる省令「幼稚園保育及設備規程」(第二章2節⑥)を公布した。しかし、そこには幼稚園に設置すべき遊具として〈砂場〉が盛り込まれていなかったのである。このことは、何を意味するものであろうか。

これらの疑問に答える手がかりとなるのが、上の引用文中における傍線部分である。つまり、文部省は大阪府への回答を準備するために東京女子高等師範学校にその意見を求めていたのである。このことはつまり、文部省は東京女高師の関係者から〈砂場〉という情報を得ただけであり、実際には文部省としても〈砂場〉というものの理解はまだ不十分であったということを示すものではないだろうか。文部省が大阪府には〈砂

場〉を紹介しながら、「幼稚園保育及設備規程」に〈砂場〉を盛り込まなかったというのはこのような事情があったのかも知れない。

さて、ここで新たな疑問が生じる。それでは、当時の東京女高師の関係者はどうしてこの新しい遊び場である〈砂場〉というものを知っていたのだろうか。〈砂場〉は彼らの「発明」だったのか、あるいはどこからか「伝播」してきたものだったのか。もし伝播だとすれば、それは一体どこから、どのような経路をたどったものなのか。

ここで筆者は一つの仮説を導くものである。つまり、日本の幼稚園の〈砂場〉は外国から伝わって来たもの、それもフレーベルの幼稚園が生まれたドイツからではなくアメリカからの影響ではなかったか、というものである。これは東基吉の次のようなことばから導いたものである。

当時幼稚園に関する日本の書物は文部省から出した（確か和本三冊本）ものと中村さんの幼稚園摘葉（一冊本）、夫に竹早町の女子師範学校長であった林吾一氏の一冊本だけで、何れも米国ものの翻訳のようでした。夫に雑誌はこれも米国出版の Kindergarten Review と Kindergarten magazine の二種が毎月来ました。夫で毎日そんな書物や雑誌を読破して、幼稚園に関する知識を取得することに努めました<sup>37)</sup>。

日本の幼稚園は具体的な内容や方法において、強くアメリカの影響を受けながら始まったものである。そして、そのアメリカとの関係は東基吉のことばが示すように、最初の幼稚園設置から20年を経た時点においてもそれほど変化はなかったようである。新しい保育の思想や実践が、定期的な刊行物を通して入ってきたという当時の事情から、ここに〈砂場〉についても何らかの関係を見つけることができるのではないだろうか。

そこで次にアメリカにおける〈砂場〉の歴史と日本との関係を探ることにするが、これは次稿への課題としたい。

## [ 註 ]

- 1) わが国の公園の歴史については、鈴木敏『公園のはなし』、鈴木哲他『公園づくりを考える』等を参考にした。
- 2) 西川友幸の原著は『庭を想ふ心』（旺玄荘、1937）であるが、筆者は丸山宏『近代日本公園史の研究』（思文閣出版、1994）p.p.65-66より引用。
- 3) 『日本公園百年史』は、公園への運動器具の設置について次のように記している。  
「ここで注目されるのは運動器具である。東京の公園の運動器具は、明治三十五年六月に、市民の体育普及のため日本体育会が上野等五公園に建設寄附したのに引きつづき日比谷の開園と共に同会より遊動円木・鉄棒・回転塔・アメリカ式梁木・水平階梯などの青年用運動器が寄附され、更に三十六年九月には幼年用としてブランコ・固定円木の寄附を受けたので、それぞれ大草地の西部にこれを配置した。わが国の公園における運動器具設置のこれが最初のものといえる」（p.165）
- 4) 1996年6月10日付、佐藤昌氏からの私信。  
「日比谷公園の砂場については、関東大震災後だと思えます。小生少年時代（大正4年-大正9年）日比谷公園の近くに住んでいて、時々遊びに行きましたが、鉄棒、ブランコ、回転円木等は覚えていますが、砂場は覚えていません」
- 5) 末田ます『児童公園』、復刻版『日本〈子どもの歴史〉叢書19』、久山社、p.5、1997
- 6) 同上書、p.137
- 7) 同上書、p.31
- 8) 同上書、p.16
- 9) 『日本公園百年史』p.75
- 10) 片山潜『都市社会主義』、p.p.98-99、1903
- 11) 安部磯雄『応用市政論』、p.p.227-230、1908

- 12) 倉橋惣三「保育上の新しき試み」, 復刻『幼児の教育』第12巻12号, p.570
- 13) 岡山市立深柢幼稚園『深柢幼稚園の八十年』p.6, 1968
- 14) 樋口勤治郎『統合主義新教授法』p.1, 1899
- 15) 穴戸健夫「『幼児教育法』解説」, 『明治保育文献集』別巻, p.252, 日本らいぶらり, 1977
- 16) 中村五六『幼稚園摘要』, 『明治保育文献集』第8巻, p.24
- 17) 同上書, p.p.65-66
- 18) 同上書, p.p.79-80
- 19) 同上書, p.85
- 20) 同上
- 21) 同上
- 22) 同上書, p.78
- 23) 同上書, p.p.85-86
- 24) 同上書, p.37
- 25) 中村五六『保育法』, 『明治保育文献集』第8巻, p.331
- 26) 上笙一郎, 山崎朋子『日本の幼稚園』理論社, p.75より引用。(なお, 原文は東基吉「私の幼時と少年時代」『皐月歌集』1957)
- 27) 東基吉「婦人と子ども創刊当時のこどもと其頃の幼稚園の状況について」, 復刻『幼時の教育』第50巻11号
- 28) 東基吉『幼稚園保育法』, 『明治保育文献集』第7巻, p.207
- 29) 同上書, p.p.215-216
- 30) 同上書, p.214
- 31) 同上書, p.287
- 32) 同上書, p.289
- 33) 同上書, p.352
- 34) 中村五六, 和田実『幼児教育法』, 『明治保育文献集』第9巻, p.101 (なお, この書物は中村・和田の共著となっているが, 実際には和田の筆に依るところが大きかったといわれるものである。)
- 35) 同上書, p.270
- 36) 文部省『幼稚園教育百年史』p.703
- 37) 穴戸健夫「『幼稚園保育法』解説」, 『明治保育文献集』別巻, p.205より引用。

謝辞：本研究のなかで，日本公園緑地協会名誉会長の佐藤昌氏には貴重なご示唆を頂いた。記して感謝申し上げます。

(本学助教授 釧路校)